

(仮称) 三瀬矢引風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

2021年2月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

## 目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧期間.....	1
(4) 縦覧場所及び縦覧時間.....	1
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 公告の日及び公告方法.....	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	3

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して約1ヶ月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

2020年12月1日(火)

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙

2020年12月1日(火)付の下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。

・山形新聞 (別紙1参照)

##### ② 関係自治体の広報誌

下記の広報誌に情報を掲載した。

・広報つるおか 2020年12月号 (別紙1参照)

##### ③ インターネット

2020年12月1日(火)から下記のホームページに情報を掲載した。

・鶴岡市 (別紙2参照)

・当社 (別紙2参照)

#### (3) 縦覧期間

2020年12月1日(火)から2021年1月6日(水)まで (休庁・休館日、年末年始を除く)

#### (4) 縦覧場所及び縦覧時間

##### ① 関係自治体の庁舎等での縦覧

関係自治体の庁舎1ヶ所、コミュニティセンター3ヶ所、図書館1ヶ所の計5ヶ所において縦覧を行った。

・鶴岡市役所環境課	: 08:30~17:15
・上郷コミュニティセンター	: "
・三瀬コミュニティセンター	: "
・由良コミュニティセンター	: "
・鶴岡市立図書館本館	: 開館時間

##### ② インターネットの利用による縦覧

当社のホームページに方法書の内容を掲載し、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体の庁舎等における縦覧者数は16名であった。

- ・鶴岡市役所環境課 : 2名
- ・上郷コミュニティセンター : 3名
- ・三瀬コミュニティセンター : 7名
- ・由良コミュニティセンター : 1名
- ・鶴岡市立図書館本館 : 3名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1、別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、以下のとおりである。

- ・開催日時：2020年12月12日(土) 10:30~12:00
- ・開催場所：マリカ市民ホール
- ・来場者数：6名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、一般からの意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2020年12月1日(火)から2021年1月20日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)

(2) 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。(別紙3参照)

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送
- ・説明会での提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は6通(意見書箱への投函3通、郵送3通)、意見総数は48件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び「電気事業法」第46条の6に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

<全般>山形県鶴岡市

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>私は風力発電には賛成で1機の風力でどのぐらいの発電が出来、それをどの様にして利用するのか興味があります。</p> <p>机の上に分厚い一冊の本を置き、開ってみようしましたが字は細かく読む気力を失ってしまいました。</p> <p>効果、リスク（周囲に対して騒音、機体の耐久性など）だれでも手にとってみられる様な提出を工夫して下さるとありがたいです。説明会に出席出来、話を聴くことが一番でしょうが都合があって出来なかったので…。</p>	<p>場所や機種等にもよりますが、酒田市にあるJRE酒田風力発電所（発電所出力16,000KW）では一般家庭約11,000世帯分の発電を行っています。</p> <p>今後、事業による効果や環境影響など、地域の皆様の疑問や不安について、分かりやすい情報提供に努めてまいります。</p>

<事業計画>山形県鶴岡市

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>貴社は、危険を伴う原子力発電、温暖化を助長する石炭火力発電を少しでも低下させようと全国的に推進されている事には、敬意を表すところです。</p> <p>さて、三瀬・矢引管内、山、稜線に風力発電の計画があり、協力しなければならない一面それに伴う作業道の件について、私達、農業者は国指定の森を守りながら現在に至っております。昨今、大型ダンプや森林資源積載の大型車運航で地響きをたて運行している。私達、農業者は計画予定された作業も出来ず大変です。</p> <p>広域林道裾から別ルートを計画される事を希望し、予定されている国指定前農道の拡幅には協力できません。</p>	<p>国の天然記念物や県の自然環境保全地域に指定されている気比神社社叢の重大性は認識しており、対象事業実施区域の設定に際しては気比神社社叢を避けるように設定しています。</p> <p>工事関係車両の走行ルートについては、既存の道路・林道を活用することで改変による環境影響の最小化を図ることを考えておりましたが、今後、工事関係車両の走行ルートの検討に際しましては、地域の農業関係者への影響にも十分配慮して検討を進めてまいります。</p>

<動物>東京都世田谷区

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>ご意見は要約せず、順番も変更せずに記載しています。</p>
2	<p>■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見（2020年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。</p> <p>よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として必ず検討して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
3	<p>■3. P294「本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？」との意見に対して事業者は「今後の機種選定において決定します」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p>	<p>バットストライクの予測については、選定した機種を踏まえて行います。</p>
4	<p>■4. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<u>実施しない理由を述べよ。</u></p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015. 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11, 2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p>	

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>※ヒナコウモリ3個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」(令和2年10月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県</p>	
5	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u></p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
6	<p>■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、<u>事業者が実施しない理由を述べよ。</u></p> <p>※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
7	<p>■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社」並びに委託先の「株式会社いであ」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか? 上記のコウモリの保全措置(「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である※。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」必ず実施して頂きたい。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	※「コウモリ学 適応と進化」p229 (2020年8月, 船越公威)	
8	<p>■8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと          本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、必要に応じ専門家の助言も踏まえて検討します。</p>
9	<p>■9. 環境保全措置の実施時期について          保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が<u>事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由</u>を述べよ。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
10	<p>■10. 「予測の不確実性」の定義及び基準について          他の事業者らが縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。仮に本事業者が今後、「予測の不確実性」について言及する場合は(おそらくするだろう)、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べること。</p>	<p>準備書及び評価書では、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2年)に基づいて作成します。</p>
11	<p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	
12	<p>■12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u></p> <p><u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。また、これらの結果について、準備書に記載します。</p>
13	<p>■13. 「回避」と「低減」の言葉の定義について事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を延べよ』という住民等意見に対して、</p> <p>=====</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて、必要に応じ「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成27年）等も参考にして検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減:何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>=====</p> <p>と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。</p>	
14	<p>■14. 回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて、必要に応じ「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 27 年）等も参考にして検討します。</p>
15	<p>■15. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引き P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて、必要に応じ「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 27 年）等も参考にして検討します。</p>
16	<p>■16. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んで</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>いる※。事業者は p296『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること』という住民等意見に対して、「今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況を踏まえて予測を行い、その結果を踏まえて検討します」とコピペによる回答をした。</p> <p>しかし「現地調査結果を踏まえて予測し、環境保全を検討する」のは自明である。住民等意見は「風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること」を具体的に要望しているが、事業者らはその要望を無視しコピペにより論点をすりかえた。事業者らは環境保全と住民意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p>	
17	<p>■17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
18	<p>■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
19	<p>■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不</p>	

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	
20	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリ類の保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
21	<p>■21. 自動録音調査の調査地点について</p> <p>P261 バットディテクターによる自動録音調査地点が1か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（7箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>自動録音調査では、高度別の飛翔状況を把握することを目的に風況観測塔を利用して行うため、風況観測塔での1地点としています。</p>
22	<p>■22. 自動録音調査の調査地点について</p> <p>風力発電機を設置する予定の尾根は、4kmほども</p>	<p>自動録音調査では、機器の不具合によるデータ欠測が生じないように十分に留意して行います。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>あるが、コウモリの自動録音の調査地点が1か所のみである。</p> <p>他の事業者の調査結果によると、自動録音調査は機器の不具合による欠測が発生している。調査地点1か所だけでは、機器の欠測によりデータが得られなく可能性が高い。よって、少なくとも対象事業実施区域の東側、西側、南側の3箇所で、長期間の録音調査をすべきではないのか。これはP235の専門家も指摘している。</p>	
23	<p>■23. 自動録音調査の期間について</p> <p>バットディテクターによる自動録音調査の期間が記載していない。専門家の意見を踏まえて、長期間（1年間）連続して実施すること。</p>	<p>自動録音調査は、P. 259に記載のとおり春季、夏季、秋季にわたって、移動の時期を含むように長期間連続して行います。</p>
24	<p>■24. バットディテクターによる調査期間について</p> <p>バットディテクターによる自動録音についての調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>自動録音調査は、P. 259に記載のとおり日没1時間前から日の出1時間後程度まで録音します。</p>
25	<p>■25. バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>準備書には、バットディテクターの設置高、探知距離とマイクの設置方向を記載します。</p>
26	<p>■26. 重要種以外のコウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>今後の現地調査によりコウモリ類の出現状況等を把握した上で、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和2年）に基づき予測を行います。また、その結果を踏まえて、環境保全措置の実施について検討します</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
27	<p>■27. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>P258 事業者が行う「自動録音調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」<a href="http://www.windbat.tech.fak.fau.de/index.shtml">http://www.windbat.tech.fak.fau.de/index.shtml</a>）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。</p> <p>よって、バットストライクの予測を「<u>定量的</u>」に行うこと。</p>	<p>バットストライクの予測については、自動録音調査の結果を踏まえて定量的な予測に努めます。</p>
28	<p>■28. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「<u>国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない</u>」、「<u>国内ではコウモリ類の定量的予測は困難</u>」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載する調査、予測及び評価の手法についての審議結果を踏まえて、必要と認められるときには、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p>
29	<p>■29. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなってい</p>	<p>事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>る*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証 事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.</p>	
30	<p>■30. コウモリ類の死骸探索調査について</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <p>①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日以上<del>の調査を、</del>月2回以上の頻度で行うこと。</p> <p>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDD, 2018.</p>	<p>事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。</p>
31	<p>■31. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版”Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (<a href="https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf">https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</a>)</p>	<p>事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
32	<p>■32. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。</p>

<動物>埼玉県熊谷市

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1. 方法書の段階において複数のコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>ご意見は要約せずに記載しています。</p> <p>専門家へのヒアリング結果も踏まえ、今後、調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>
2	<p>2. コウモリ類のバットディテクター調査で使用する機種および記録方式を記載すること。</p>	<p>バットディテクター調査で使用する機種は、以下を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Bat5 (Magenta 社製)</li> <li>・Song Meter SM4BAT FS (Wildlife Acoustics 社製)</li> </ul> <p>記録方法は、フルスペクトラル録音を予定しています。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
3	3. 高度別飛翔状況の各高度を具体的に示すこと。	風況観測塔を利用した自動録音調査の録音高度は、ブレード回転域及びその下の2点とする予定ですが、詳細は今後決定いたします。
4	4. 高度別飛翔状況調査地点が1地点では少ない。	自動録音調査では、高度別の飛翔状況を把握することを目的に風況観測塔を利用して行うため、風況観測塔での1地点としています。
5	5. コウモリ類のレーダー調査時期について繁殖期に実施する旨が記載されているが(P257)、コウモリ類の繁殖期(交尾、妊娠、出産、哺育など)についての定義を示し、具体的な調査時期を記載すること。	<p>コウモリ類のレーダー調査時期については、専門家から以下のように意見を頂いています。</p> <p>「八乙女洞におけるこれまでの記録から、6月中には八乙女洞窟に集まり、7月出産、8月子育て、9～10月以降に移動をとという流れではないかと予想される。」(p. 236)</p> <p>これを踏まえて、繁殖期とは八乙女洞に集まってから出産・子育ての間とし、調査時期は6月～8月を予定しています。</p>
6	6. コウモリ類のバットディテクター調査の内容において(P259)、「コウモリ類を対象に、夜間にライトで照らし、目撃により確認する」と記載されているが、ライト照射はコウモリ類の生息に大きな影態を与えるため実施するべきではない。この行為は光害として環境省も注意喚起を行っている(環境省HP 光害について)。	バットディテクター調査においては、コウモリ類への影響を考慮して可能な限りライトで照らさないように、バットディテクターのみを用いた調査を検討します。
7	7. 今後もコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	今後も専門家に助言を仰ぎ、適切な調査、予測及び評価を実施してまいります。また、これらの結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。

<動物>山形県天童市

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>この度、貴社が作成された「(仮称)三瀬矢引風力発電事業環境影響評価方法書」について、下記の通り意見を提出します。</p> <p>(1) 貴社が環境影響評価方法書(以下、方法書という)を縦覧している(仮称)三瀬矢引風力発電事業について、対象事業実施区域(以下、計画地という)に風力発電施設(以下、風車という)を建設した場合、環境省版レッドリストおよび山形県レッドリストで絶滅危惧IB類に指定されているクマタカのバードストライクまたは生息地放棄が発生する危険性が高い。</p> <p>方法書では、希少猛禽類の調査については定点観察調査で行い、2営巣期を含む22回、各回3日間程度としている。しかし、この方法書では、具体的な調査スケジュールが明確になっていない。希少猛禽類でも特にクマタカは毎年繁殖を開始せず、また、繁殖を開始しても毎年成功するわけではないことから、生息が認められた場合は最低でも2営巣期、必要に応じて3営巣期に渡って繁殖状況等を調査する必要がある。希少猛禽類の調査については、方法書に具体的な調査スケジュールを記載することを求める。</p>	<p>希少猛禽類の定点観察調査のスケジュールは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年11月～2022年8月</li> <li>・2営巣期を含む22回</li> </ul>
2	<p>(2) 希少猛禽類の定点観察調査法について、2営巣期を含む22回、各回3日間程度と記載されているが、最低でも毎月3日間以上は実施すべきである。ただし、繁殖そのものを阻害することのないよう、繁殖・営巣活動を脅かすような調査や観察を行わないよう十分な配慮を求める。</p>	<p>希少猛禽類の定点観察調査は、調査期間中、原則として毎月3日間実施します。</p> <p>また、希少猛禽類の繁殖そのものを阻害することのないように、十分に配慮して実施します。</p>
3	<p>(3) 渡り鳥の調査については、定点観察調査を、「春渡り期2回(4月、5月)、秋渡り期2回(9月、10月)、越冬期(11月～12月)の計5回、各回3日間程度とする。」とし、レーダー調査については、「春渡り期3回(3月、4月、5月)、秋渡り期2回(9月、10月)の計5回、各回4日間程度とする。」としている。</p> <p>秋の渡り期の調査にあたっては、夏鳥の南下時期と冬鳥の南下時期が異なるため、期に2回の調査では不十分である。夏鳥であるサシバやハチクマ</p>	<p>渡り鳥の調査については、秋渡り期(9月と10月)に定点観察調査で2回、レーダー調査で2回、計4回実施するものとしています。調査時期については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成27年)及び専門家の助言を踏まえて決定しています。</p> <p>秋渡り期の調査にあたっては、定点観察調査及びレーダー調査の実施時期をずらしたり、レーダー調査実施時にも定点観察調査を実施したりするなどにより、調査回数を可能な限り増やすこと</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>などの猛禽類の渡りの調査にあたっては、適切に選択した移動時期に必要な十分な回数の調査を行い、計画地周辺を通過する猛禽類の飛翔状況を明らかにできる方法で調査を実施していただきたい。また、計画地は冬鳥の移動ルートにもなっている可能性が高いため、バードストライクの発生が予想される小鳥類についても、同様の調査を実施することを求める。</p>	<p>を検討します。</p> <p>また、小鳥類についてはレーダー調査により渡りの行動を捉える予定としています。</p>
4	<p>(4) 計画地から約5km離れた「大山上池・下池」は、ラムサール条約登録湿地となっており、ガン・カモ・ハクチョウ類の貴重な越冬地となっている。このことについての計画段階環境配慮書向けの当会からの意見に対し、事業者の見解として、「大山上池・下池で越冬するガン・カモ・ハクチョウ類の採餌場所について、対象事業実施区域及びその周辺の山地や水田地帯の利用状況は、越冬期における渡り鳥の定点観察調査により把握する計画としています。」としている。</p> <p>しかし、夜行性のカモ類は、夜間に移動と採餌行動することが多く、日中の観察調査では基本的に把握できない。また、ガン類は夜間にも採餌する事があるため、十分に把握できない部分が出てくる懸念される。日中の定点観察調査と並行して、レーダー調査を行うなど夜間の調査も充実させるよう求める。そして、夜行性の鳥類は、日の出前や日没後2時間くらいの時間帯に活発に行動するので、十分な数のボイスレコーダーを適切な場所に配置し、調査期間を長くするなど、調査対象種の行動を十分に把握できるよう調査内容の充実を求める。</p>	<p>大山上池・下池で越冬するガン・カモ・ハクチョウ類の採餌場所について、対象事業実施区域及びその周辺の山地や水田地帯の利用状況は、越冬期における渡り鳥の定点観察調査により把握する計画としています。</p> <p>夜間に活動するカモ類やガン類については、日の出前や日没後の時間帯の観察を検討します。</p>
5	<p>(5) 計画地から1.7km離れた場所に建設の計画が進められている「(仮称)鶴岡八森山風力発電事業」との累積的影響についての調査及び評価については、「今後の現地調査により対象事業実施区域及びその周辺における生息状況や利用状況等を把握した上で、(仮称)鶴岡八森山風力発電事業との累積的影響について検討します。」としている。しかし、1.7km離れているとはいえ、二</p>	<p>「(仮称)鶴岡八森山風力発電事業」の調査結果も踏まえて、累積的影響について検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	つの事業計画を合わせた12基の風車は、バードストライクや障壁影響による渡りルートの変更など、鳥類に与える影響は相当大きいものと懸念される。したがって、それぞれの事業計画に係る現地調査の結果を事業者間で共有した上で、累積的影響について分析・評価し公表することを求める。	

<動物・植物>山形県鶴岡市

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>図6.2-9(1)「植物に係る調査地点」にプロットしている○(青色)⑬の下(南)側の地域は、本計画の「風車設置予定範囲」から外して貰いたい。理由は、コシノコバイモ(ユリ科)の沿岸山地の海(西)側以外での日本の自生北限地になっていることによる。</p> <p>コシノコバイモは、山形県RDBでVU(絶滅危惧Ⅱ類)指定種であり、個体数は5~200とされ、総計でも1千個体位とされている極希少種である。加えてFritillariaコバイモ属は世界で日本にしか自生しない日本固有種であり、其中コシノコバイモは最も北迄分布するが、それでも鶴岡市が最北の自生地となっている。絶滅させぬよう努力しなければならない種である。</p>	<p>植物の調査においては、コシノコバイモをはじめとする早春にのみ確認される植物を対象として、その年の季節の進行を考慮した上で早春季調査(4月)を実施し、コシノコバイモの分布状況の把握に努めます。その上で、必要に応じて事業による影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
2	<p>ヤードや建設に関わる道路は必要最小限にし、樹木の伐採も最小限にし、土砂等を安易に谷側に落としたり、河川(沢)の流水に影響が出ないように注意して貰いたい。生態系への影響をなるべく小さくする必要からである。下流域の河川にはスナヤツメ、ホトケドジョウ、シロウオ、イワナ類、多種のハゼ類等の希少魚類も棲息している多様性の大きい優れた流れが多く、ダメージを与えないように細心の注意をもってことに当たることが必要である。</p> <p>蛇足乍ら、三瀬川は日本で初めてサケの養殖を始めたとされるきれいな川である。</p>	<p>周辺の河川には希少な魚類が生息していることに十分留意し、造成工事等に伴う周辺河川への濁りの影響が生じないように事業計画を検討してまいります。</p>

## ● 日刊新聞紙による公告

山形新聞 (2020年12月1日、2面)

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、(仮称)三瀬矢引風力発電事業  
環境影響評価方法書]を公告・縦覧します。

一、対象事業について  
事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 中川隆久  
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号  
六本木ヒルズノースタワー15階  
対象事業の名称 (仮称)三瀬矢引風力発電事業  
原動力の種類 風力(陸上)  
出力 最大3万100キロワット  
出 山形県鶴岡市三瀬、矢引  
対象事業実施区域  
二、縦覧について  
期 間 令和2年12月1日(火)～令和3年1月6日(水)(休日・年末年始は除く)  
場所・時間 鶴岡市役所環境課・上郷・三瀬・由良コミュニティーセンター：8時30分～17時15分、  
鶴岡市立図書館本館：開館時間  
電子縦覧 <https://www.jre.co.jp/news/>  
三、意見書の提出について  
方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。提出期限 令和3年1月20日(水)まで  
四、説明会の開催について マリカ西館 マリカ市民ホール  
令和2年12月12日(土)10時30分～12時00分  
※新型コロナウイルス感染症の状況により中止とする場合は、当社ホームページでお知らせします。  
五、お問合せ先  
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
事業開発本部 担当：善入・長谷川  
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号  
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-64556-4900

## ● 広報誌によるお知らせ

広報つるおか (2020年12月号)

**(仮称)三瀬矢引風力発電事業  
環境影響評価方法書の縦覧**

ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)では、三瀬及び矢引周辺で風力発電所の設置を計画しています。設置に先立ち、環境影響評価の調査方法等を記載した環境影響評価方法書の縦覧、意見書の提出を受け付けます。

■縦覧期間 12月1日④～来年1月6日④  
■縦覧場所 本所環境課、図書館本館、三瀬・由良・上郷コミュニティセンター  
■提出方法 住所、氏名、電話番号、ご意見等をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱に投かんまたは問合せ先に郵送で提出 問同社 ☎03-6455-4900 他12月12日①  
午前10時30分から説明会を開催(場マリカ)。市HP

## ●インターネットによるお知らせ

## 鶴岡市 ウェブサイト



Tsuruoka City  
**鶴岡市**

暮らし
健康・福祉・医療
子育て・教育
安全・安心
文化・スポーツ
都市整備・環境
年金

現在のページ [トップページ](#) [都市整備・環境](#) [環境・エネルギー](#) [エネルギー政策・再生可能エネルギー](#)  
 (仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

---

(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

更新日：2020年11月28日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社では、三瀬地区、矢引地区周辺において風力発電所の設置を計画しています。その設置に先立ち、環境影響評価を行う項目や手法等を記載した「環境影響評価方法書」の縦覧を行っています。また、方法書の記載事項を周知するための説明会が2020年12月12日（土曜）に開催されます。

**縦覧期間**  
令和2年12月1日（火曜）～令和3年1月6日（水曜）

**縦覧場所・時間**

施設名	住所	縦覧時間
鶴岡市役所市民部環境課	鶴岡市馬場町9-25	8：30～17：15
上郷コミュニティセンター	鶴岡市みずほ49-1	
三瀬コミュニティセンター	鶴岡市三瀬字壱田138-8	
由良コミュニティセンター	鶴岡市由良2-14-53	
鶴岡市立図書館	鶴岡市家中新町14-7	9：30～18：00 (土・日・祝日は17：00まで)

※鶴岡市役所と各コミュニティセンターでは、土・日・祝日（年末年始を含む）は縦覧できません。  
 ※鶴岡市立図書館では、月曜日と年末年始が休館となり縦覧できません。

インターネットによる縦覧は、下記の事業者ウェブサイトをご覧ください。  
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 [ホームページ \(外部リンク\)](#) ([外部サイト](#))

**意見受付**  
 令和2年12月1日（火曜）～令和3年1月20日（水曜）  
 方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見（日本語）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、下記の問い合わせ先に郵送ください。

**説明会の開催**  
 日時：令和2年12月12日（土曜） 10：30～12：00（受付・開場は10：00～）  
 会場：マリカ西館 マリカ市民ホール（末広町3-1）  
 ※事前のお申し込みは必要ありませんので、直接会場までお越しください。  
 ※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合は、[事業者ホームページ \(外部サイト\)](#) でお知らせします。

**問い合わせ先**  
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
 事業開発本部 開発第1部 担当 善入・長谷川  
 〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階  
 03-6455-4900（代表）  
 ※土日祝日・年末年始を除く、午前9時から午後5時まで

## 当社 ウェブサイト①

2020年12月1日

### 「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和2年11月30日付で経済産業大臣に届け出ました。  
方法書について、下記のとおり縦覧します。

#### 方法書の縦覧について

##### 縦覧場所・時間

施設名	縦覧時間
鶴岡市役所 市民部 環境課	
鶴岡市上郷コミュニティセンター	午前8時30分から午後5時15分まで (いずれも開庁・開館日のみ)
鶴岡市三瀬コミュニティセンター	
鶴岡市由良コミュニティセンター	
鶴岡市立図書館本館	開館時間

##### 縦覧期間

令和2年12月1日(火)～令和3年1月6日(水)  
(休庁・休館日、年末年始を除く)

##### インターネットによる縦覧

## 当社 ウェブサイト②

方法書は令和3年1月6日（水）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer 10は対象外です

### ■方法書

#### [表紙目次](#) PDF

**第1章** [事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#) PDF

**第2章** [対象事業の目的及び内容](#) PDF

**第3章** [対象事業実施区域及びその周囲の概況](#) PDF

3.1 [自然的状況](#) PDF

3.2 [社会的状況](#) PDF

**第4章** [計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#) PDF

**第5章** [配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#) PDF

**第6章** [対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#) PDF

**第7章** [その他環境省令で定める事項](#) PDF

**第8章** [環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#) PDF

#### ■要約書 PDF

### 意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和3年1月20日（水）まで）

(2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

事業開発本部 開発第1部 サイト選定チーム 宛

（令和3年1月20日（水）当日消印有効）

#### ■意見書用紙 PDF

